

令和8年度企業誘致に係るPR及びウェブサイト保守運営業務 提案書作成要領

広島県が実施する「令和8年度企業誘致に係るPR及びウェブサイト保守運営業務」（以下「本業務」という。）に関し、公募型プロポーザル参加者が提案書を作成するために必要な事項は次のとおりとする。

公募型プロポーザル参加者は、本業務の公告、公募型プロポーザル説明書及び本業務の仕様書を確認の上、この要領により、必要な書類を提出するものとする。

1 企画提案時の提出書類（任意様式）

- ・ 企画提案書 7部（正本1部、副本6部）
- ・ 業務委託見積書 7部（正本1部、副本6部）
 - ※ 正本1部は、事業者の住所、商号又は名称、代表者職氏名を記載の上、下欄には担当者連絡先を記載すること。副本6部は、提案者が判別できるような記載等は一切行わないこと。
 - ※ データも併せて提出すること。その際、県の大容量ファイル転送システムを使用するため、事前に以下へ連絡をすること。
電子メール syosokushin@pref.hiroshima.lg.jp

2 作成要領

（1）一般事項

- ア 用紙サイズはA4版（縦・横）で統一すること。図表サイズ等でやむを得ずA4以上の用紙を使用する場合は、A4サイズに折りたたむこと。
- イ ページ番号を各ページの下部中央に印字すること。
- ウ 表紙（任意様式。ただし、様式右肩に、参加資格確認通知の際にあわせて通知する提案要請記号（アルファベット）を記入すること。）、目次、企画提案書（任意様式。ただし、一部指定様式あり。）、業務委託見積書（任意様式）によること。
- エ 審査の公正を期すため、企画提案書には、会社名、住所、ロゴマークなど、プロポーザル参加者を特定できる表示を付してはならない。会社名を記載する場合は「当社」と記載すること。
- オ 提案は1者につき1提案とし、企画提案書の提出後の変更・加筆は一切認めない。
- カ 企画提案プレゼンテーションを予定しているので、20分以内に説明できるよう、全体を構成すること。

（2）企画提案書

仕様書及び評価基準を参考の上、次の事項について記載した企画提案書を作成すること。

ア 委託業務の実施方針

- ・ 本業務の目的や事業内容に沿った、業務の実施方針（基本的な考え方、業務のポイント等）。
- ・ 県内既存企業等からの紹介やウェブサイトを通じた相談等の件数が、年間250件程度に達するための、四半期単位の目標。

イ 業務内容

(ア) 企業誘致に係るPR業務

○仕様書5-1 メディア向けPR（取材誘致・露出獲得）

- ・主に首都圏に向けた取材誘致・露出獲得を実現するための具体的なターゲットやPR方法・計画（媒体や回数等）及び目標件数等。
- ・制作するメディア向け資料の種類、作成部数、活用シーン、成果物イメージ、取材の受入支援体制等。

○仕様書5-2 取材記事や動画の企画・制作・公開支援

- ・取材や撮影に係る、許可及び権利の管理方法や、各種経費に係る考え方。
- ・制作する動画の種類、作成本数、配信方法、活用シーン、成果物イメージ等。

○仕様書5-3 SNSやメルマガ発信用素材の企画・制作・提供

- ・制作する動画素材を活用した、SNSやメルマガでの効果的な運用方法。

○仕様書5-4 紙ツール（チラシ、ガイドブック等）の企画・制作

- ・制作する紙ツールの種類、作成部数、活用シーン、成果物イメージ等。

○仕様書5-5 イベントの情報発信、開催状況の取材・発信

- ・県が企画・運営するイベントの情報発信や取材誘致・露出獲得方法。

(イ) ウェブサイトの運営・保守

○仕様書5-6 ウェブサイトの運営・保守

- ・新たなコンテンツ制作の提案。
- ・システム障害発生時の対応及び報告体制。
- ・旧ドメインの維持・リダイレクト処理の方法や外国向けサイトのGDPR対応方法。
- ・ウェブサイトの運用や保守の方法。

(ウ) 事業目的に応じたその他の提案

【提案の視点】

- ・県内既存企業等からの紹介やウェブサイトを通じた相談等の件数が、年間250件程度に達するための提案。
- ・事業成果を押し上げるための独自の提案。
- ・業務の進め方やデザインの方向性等に係る協議体制等。
- ・県がターゲットとして設定する企業について、支援実績や動向等に関する知見を有する場合は、その内容を簡潔に記載すること。

ウ スケジュール、業務体制

- ・効果的に成果を上げるための、事業実施体制及びスケジュール。

エ 類似業務実績

- ・本業務と同様又は類似のPR業務（海外への情報発信含む）、ウェブサイト運用・保守を行ってれば、その実績（実施企業、目的、内容、結果など）を簡潔に記載すること。

(3) 業務委託見積書

ア 広島県知事宛とすること。

イ 当業務に係る所要経費をすべて見積もること。また、見積もりの根拠となった所要経費の明細

を明らかにすること。金額は、消費税及び地方消費税（10%）を含めた金額を記入すること。

ウ 当業務の実施に要する費用の内訳（項目、数量、単価、金額等）を明らかにした見積書を提出することとし、「一式」という表現による記載は行わないこと。

